

Title	幸田成友氏學位受領について
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.2 (1930. 6) ,p.179(351)- 181(353)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300600-0179">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19300600-0179</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六五年(慶應元年)日本を去るまでの事件を記したものであるが、その記事の中心を爲すものは長州の外艦砲撃、米佛艦の下關砲撃、英國の鹿兒島砲撃、英米佛蘭四國の下關砲撃等であつて、中でも著者の直接従事した下關砲撃については日本側の防長回天史等と共に最も貴重なる史料となるものであらう。其他の記事は此等の事件の起るに至るまでの日本と外國との關係をその始めより簡單に述べたものであり、又當時の日本國內の政情、社會狀態、風俗等を記したものである。一外人である著者の見た此等の日本國情も又我々にまつては非常に興味あるものであつて、その中に幕府の對外方針の變化などを見ることが出来るのであるが、特に幕府から外國使節又は總督等になした種々の談判、依頼、其他の國內の事情に對する談話又は著者の聞いた種々の噂などから、その當時の幕府の苦しい立場をよくうかがふことが出来る。然し此等の記事の中には史實と矛盾する所や、皮相の觀察もないではない。例へば水戸侯を開國を主張する頭となしたり、井伊氏をその反對派で開國尙早論に傾いてゐるらしく記してゐることや、家慶の死と家定の死を混同してゐることや、井伊氏の大老就任をペリー再來以前のこととなし、又長州の勢力を軽く見て結局は幕府に依つて討伐されてしまふと見た點などで、其他所々にかゝることは見られる様であるが此等は外國人としては已むを得ないことであらう。譯者安藤氏は此等の矛盾を考證する爲に、初に文久三年より慶應元年までの大事年表をのせ、又附録として防長回天史、防長史談、薩藩海軍史等より抜萃した史料及び外交文書等二十種をのせ、更にリチャードソンの屍體バリーにある下關の鹵獲砲の二葉の珍ら

## 彙報

### 幸田成友氏學位受領について

幸田先生が文部省在外研究員として昭和三年六月九日和蘭國に向け、東京を出發せられた後の事であつた。同年十二月十四日、府下鮫洲川崎屋に於て、三田史學會の有志が會合したる際、偶然にも同席上に於て、來會者の一人から多年義塾史學科のために献身的努力を拂はれた幸田先生に博士になつて頂いたらばといふ發案があつた。來會者一同は言ふ迄もなく之に滿腔の賛意を表したので、その手續は自然余に命ぜられることとなつたがしかし推薦制度なき今日學位論文提出を必要とするので、一應ヘーグの同先生に照會したるに、先生よりは「(前略)その節、諸賢兄から小生を博士に推薦したいと御評議なしたされし由、尙右に付小生に異見なきや、ご御親切の御言葉先以て拜謝いたします。(中略)論文を提出して學位を請求する、これが今の規則か存じます、實際を言へば、之が僕にまつては甚だ心苦しいのです。さう言つては語

弊があるかも知れませんが賣出しの若い方々が競つて論文を提出せられることは之を望みますが、僕如き者が今更學位請求も寧ろ悲哀を感じるのです。(中略)高橋誠一郎氏小泉信三氏など學部は違ひますが、塾には立派な著述を出された方々があります、さういふ方々をさし置いて僕が學位を得てよいでしょうか、もし高橋氏小泉氏と同時に僕もなるさういふなら甚だ氣安い話です。(中略)要するに、もし塾から學位を下さるゝすれば、それは有難く頂戴いたします。自分で運動がましい事は好みません。萬事尊兄へ御任せいたします。この回答が得られたので同先生の著はされた「日本經濟史研究」中より五篇を選択編纂して「武家の金融に關する研究」と題して、昭和四年六月十二日余の手に於て學位請求の手續一切を完了したのであつたが、去る五月十六日の文學部教授會に於て滿場一致を以て、文學博士の學位を受くべき資格あることが決定せられた。文部省は之に對し七月廿九日附にて正式に承認した。之にて同學部に於ける第三回目(内一名は外人)の學位は授與せられた譯であるが、史學者としては先生を以て嚆矢とするので我等門下一同の欣快とする所である」。

その主論文審査要旨は次の如くである。

#### 武家金融に關する研究

幸 田 成 友 著

本論文は徳川時代經濟史に關する研究にして、第一御買米及び御用金。第二天保十四年の御用金、第三米切手、第四札差、第五札差雜考と題する五篇より成る。

第一。御買米及び御用金の篇に於ては、徳川政府が米價下落

の際之を調節する政策として實行したる御買米に二種の方法あり。一は幕府より富豪に命じ強制的に巨額の正米を買入れしむるもの。一は富豪に御用金を申付け之を以て幕府自ら正米を買上げ、又は諸大名に之を貸下げて武士農民等を救濟せしむるものにして、從て御買米と云ひ御用金と云ふも均しく米價過賤に對する救濟を目的とするものなるを考證し、次に幕末に至ては此の御用金が本來の目的以外、即ち幕府自身が其の財政の急迫を彌縫するが爲めに使用することとなり其の性質全然一變して一種の強制的公債となれることを委曲論述せり。

第二天保十四年の御用金と題する論文は如上の變化を立證する史實として特に此の年の御用金の性質を詳かに説明し、元來米價下落の際富豪に命じて正米の買入をなさしむるは實際上容易ならざる事にして彼等の多數は正米の事などには全く素人なれば其の買入若くは保存等に付き種々困難あり、幕府の強制命令に依つて自ら巨額の正米を買入れんよりは寧ろ現金にて上納し正米取扱の煩勞を免れんことを望みたるより自ら御用金調達に變化し來りたるものなり。然るに天保十四年の御用金は全く其の性質を異にし、幕府の財政の都合上強制的公債の募集を行へるが如き形となり、其の口實は諸家救助窮民賑恤を目的とする仁政を行ふに在り、雖も事實は幕府自ら其の財政上の缺陷を補填せんが爲め資金の調達を命じたるものなるが故に其の募集の方法も從來に比すれば頗る巧妙にして、陽には幕府の威光を示して高壓的に嚴命しつつ陰には富豪の歡心を活ひたる爲め、意外の好成績を擧げ、巨額の御用金を募集し得たることを仔細

に記述して、前論の補翼させり。從來御用金の事を説くもの、概ね其の時期金額條件等を言ふに止まり、其の上納の状況及び償還の成績を考へたるもの殆んど之れあらず。著者は此の點に留意し、特に償還の成績に就きては考据最も勉め、幾多の新事實を闡明したり。

第三米切手の篇は、最初に米切手は如何なる形式に依つて發行さるるものなるかを説明し、次に諸大名の藏屋敷にて藏米を入札拂にし其の落札者が米切手を請取るまでの手續を精細に調査し、又米切手若くは之を得べき権利の賣買又は質入れ等に關する規定慣例等を研究し、猶ほ此の米切手が金銀同様に通用して遠く江戸にまで及びたる事實を述べ、更らに幕府に於ては初は米切手の轉賣を禁止する方針なりしも、享保十三年に至り米價釣上げの手段として其の轉賣を公許することとなり、是れより先納切手、過米切手、調達切手など種々の名稱を付して空米切手類似のものを濫發し、隨て少なからざる弊害を生じ、嚴重に取締ることとなりたるも、此の取締問題は實行甚だ困難にして、諸方面に複雑したる利害關係を有するにより、安永天明の頃より文化年間に涉り幕府諸大名及び大阪商人の間に屢面倒なる紛議を生ずるに至れることを詳述し、結局米切手に對する幕府の取締政策は不成功に終りしことを斷定せり、本篇は米切手に關する研究中最も精詳なるものと云ふを妨げず。

第四札差に關する論文は、幕府の藏米取扱を業務させる札差の性質を説明し、彼等は其の業務より見れば大阪の掛屋に似たるも而も多少の相違あること、即ち掛屋が各相獨立して營業せ

るに反し、札差は業務は個々に營むも仲間組合の規定に支配せられたる組織的の團體なりしことを説き、進んで享保九年に始めて札差を公認せられし以來の沿革を述べ、同時に札差仲間の組織人員、業務、其他一切の事に關して極めて精細なる獨特の調査研究を遂げ、彼等が徳川時代に於ける武家の金融機關として經濟史上最も重要な位置を占めて居たることを論證し、又此の便利なる制度成立したる結果、旗本御家人等は次第に負債を重ね、償却至難なるに至りしかば、幕府は町會所をして低利の貸付をなさしめ之を以て其の返済に資せんとし、而して天保年間に至りては遂に札差貸金仕法書なるものを發令し、無利息年賦法を立てて強制的に藏米取りの負債整理を行はしめたる顛末を詳説し最後に札差雜考として多數の古記録中より之に關する重要な事例を摭録して各解説を下し以て本論文を補足せり。

本論文の著者は曾て大阪市史編纂の際及び其後十數年に涉り苦心蒐集せる資料に據りて本論文を作成したるものなり。歴史的研究が正確豐富なる資料を要するは固より辯を須たず。著者は從來世に知られて而も未だ十分使用せられざりし文献を利用したる外、或は舊家に就き、或は市井に出でて史料の採訪に従事し、故紙堆裡より貴重なる文書帳簿の類を發見したること少からず。御用金返還に關する大阪米屋太兵衛の覺書の如きは即ち其の一例とすべし。著者は此等幅強の資料を細心に検討して立論したるが故に、其の考證詳密にして微に入り細を穿ち、其の斷案概ね的確にして信ずるに足る。要するに著者は近世經濟史中最も困難にして且つ重要な經濟政策及び金融機關の運用に就きて、根本資料に據れる基礎的研究を行ひたるものにして。文學博士の學位を受くべき資格あるものと認む。

慶應義塾大學文學部教授 法學博士 瀧本 誠一  
文學部講師 文學博士 加藤 繁  
(一九三〇、五、一八日 間崎生)